

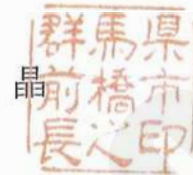
一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 高崎市飯塚町210番地

名 称 株式会社吉原
代表取締役 吉 原 秀 忠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

前橋市長 小 川



許可の年月日	令和7年9月6日
許可の期間	令和7年9月6日 ～ 令和9年9月5日
一般廃棄物取扱種別	ごみ(特別一般廃棄物を除く。)又は特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に定める特定家庭用機器で廃棄物となったものに限る。
車庫の所在地	高崎市飯塚町210番地
連絡場所	高崎市飯塚町210番地
許可の条件	関係法令及び前橋市条例・規則を遵守すること。 業の区分については、収集運搬(積替え及び保管を除く。)に限る。 前橋市域にて収集したごみについては、六供清掃工場又は荻窪清掃工場へ搬入すること。又は、市長が認めた施設へ搬入すること。ごみの区分等については、各施設管理者の指示に従うこと。 市長が認める場合を除き、前橋市域外のごみを市域内の処理施設に搬入しないこと。 特定家庭用機器で廃棄物となったものの搬入先は、特定家庭用機器再商品化法第29条第2項の規定により公表された指定引取場所又は市長が認めた場所に限る。